

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 会員募集趣意書

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会は、水戸市における地域福祉の推進を図ることを主たる目的に昭和 28 年に設立された民間の福祉団体（昭和 44 年に社会福祉法人となりました）です。地域の人々が抱えている様々な福祉課題を「我が事・丸ごと」ととらえ、地域全体の問題として、みんなで話し合い、支えあい、「誰もが安心して暮らせる福祉のまち水戸」を目指しています。

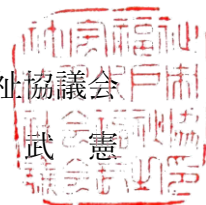
社会福祉協議会は、社会福祉法に規定されている団体です。全国の都道府県、指定都市、市区町村に設置され、地域の住民やボランティア、福祉保健などの関係機関、団体、行政機関の参加を得て活動を進めている公益的かつ自主的な組織です。その活動の財源の柱となるのが会員会費制度（※）であり、毎年募集を行なっています。

つきましては、社会経済情勢の厳しい時期とは存じますが、趣旨にご賛同賜り、会員としてご入会いただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和 5 年 4 月

各 位

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会
会 長 保 立



※会員制度とは、本会定款及び会員規程に基づいて会費を拠出していただいた方々を会員としております。なお、当会員は、特別な権利を付与されるものではなく、会費の拠出をもって本会が実施する地域福祉活動に寄与していただくためのものです。

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会定款（抜粋）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、水戸市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化並びに福祉サービス利用者の人格の尊重と能力に応じた地域生活支援により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 —以下省略—

第7章 会 員

（会 員）

第36条 この法人に、会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

規程第5号

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会会員規程（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会定款第36条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会 員）

第2条 会員とは、水戸市に在住する者及び水戸市に事業所を有する団体等で、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第1条の目的に賛同し入会した者をいう。

（会員の区分）

第4条 会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 年額 500円以上
- (2) 特別会員 年額 1,000円以上
- (3) 団体会員 年額 3,000円以上
- (4) 賛助会員 年額 5,000円以上

（会費の納入）

第6条 会員は、その年度の会費を年度内に納入するものとする。

●**会員期間**

- ・会費を納入いただいてから当該年度の末日（3月31日）まで

●**サービスの内容（賛助・団体会員）**

- ・本会広報紙「みんなのしあわせ」をお届け
- ・本会ホームページや広報紙へ、賛助・団体会員としてお名前を掲載

●**入会申込書の送付と会費の納入方法**

- ・ご加入いただける場合は別紙入会申込書に必要事項をご記入の上、下記までお送りください（FAX可）。

なお、会費の納入は、同封いたしました手数料無料の振込用紙（郵便振替）をご利用ください。（振込用紙はご連絡いただければお送りいたします）

- ・直接お振込いただける場合はこちらへお願いいたします（この場合は、振込手数料は振込人様のご負担となります）。

振込先

口座 常陽銀行 本店 普通 29741
名義人 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会

●**お問合せ**

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

地域福祉課 地域福祉推進係 担当：植村

〒311-4141 水戸市赤塚1-1 ミオス2階

水戸市福祉ボランティア会館内

TEL 029-309-5001 FAX 029-309-5525